

総 則	用語の定義
	法第2条第七号、令第107条

### 耐火性能で最上階から数える階数のとり方

<p>梁は柱と一体として構成されるもので耐火時間は柱と同じであり、最上階から4層目までが1時間耐火以上、5層目から9層目までは1.5時間耐火以上、10層目から14層目までは2時間耐火以上、15層目から19層目までは2.5時間耐火以上、20層目より下は3時間耐火以上とされている。</p> <p>上図の5層目の梁は1.5時間耐火が必要である。</p> <p>床の耐火性能は、最上階から4層目までが1時間耐火以上であり、5層目から9層目までは1.5時間耐火以上、10層目より下は2時間耐火以上が必要である。</p>	
技術的助言等	
参考資料等	建築物の防火避難規定の解説 2016 (第2版) P6